

# 平成23年度 入札契約制度の見直しについて

平成23年12月12日  
京都府総務部入札課  
075-414-5442  
京都府建設交通部指導検査課  
075-414-5225

京都府入札制度等評価検討委員会において、本年10月から入札制度等のあり方について議論いただいているところですが、委員会でとりまとめられた喫緊の課題に対する改善案を踏まえ、以下のとおり入札契約制度の見直しを行います。

なお、残る対策については、今後、委員会の審議を経た上で必要な制度設計を行い、改めてお知らせします。

## 1 京都府入札制度等評価検討委員会の概要

- (1) 設立 平成23年10月13日(木)
- (2) 目的 府が実施すべき入札制度等の改善策等について検討すること
- (3) 委員 楠 茂樹(くすのき しげき)委員長(上智大学法学部准教授) ほか4名
- (4) 開催状況 第1回委員会：平成23年10月13日、第2回：11月4日、第3回：11月30日

## 2 見直しの概要(京都府入札制度等評価検討委員会：入札制度の改善方策)

### ◇総論:要旨

- ◆ 社会基盤整備を担う建設業者は、**持続的に安定的な経営状況が不可欠**
- ◆ 極端な供給過剰状態の中、業者数の減少は不可避だが、自然淘汰に任せると「悪貨が良貨を駆逐する」という帰結に至る可能性があるため、会計法令等の「競争的な契約者選定」という要請の枠内で、**優良業者を効果的に維持していく「傾斜的な」施策が必要**
- ◆ 「技術力」「誠実性」「地域貢献」の視点を重視した競争的選抜により、優良企業の安定受注で事態を打開
- ◆ 以下の当面の対策とともに、抜本的な見直しも喫緊の課題



### ◇各論:当面の対策

#### 技術力の適正評価

##### ① 総合評価入札の拡充

1. 評価項目の細分化

##### ② 予定価格の事後公表

1. 厳格なコンプライアンスの体制の構築を前提に総合評価の一部で試行を検討(継続して議論)

#### 安定経営の支援

##### ③ 最低制限価格の見直し

1. 最低制限価格の引き上げ
2. 算定式への現場補正係数の導入
3. 府内企業向け入札で最低制限価格の射程の拡大(継続して議論)

#### 地域貢献の評価

##### ④ 地域貢献を重視した入札の導入

1. 地域貢献優先型入札
2. 地域性を重視した入札

#### 誠実性の追求と不良不適格業者の排除

##### ⑤ 元請・下請関係の適正化

1. 元下関係適正化指針の運用、下請相談窓口の設置

##### ⑥ 不正・不誠実な行為等の排除(一部継続して議論)

1. 指名停止措置の強化(反社関係、非公開情報開き出し、不適切な元下関係等)
2. 非公開情報開き出しの記録・公表
3. 積算内訳書チェックの厳格化

## 3 今後の進め方

- (1) 以下以外の当面の対策について12月15日以降、準備が整い次第、順次実施
- (2) ⑤は制度内容や運用方法を周知の上、実施
- (3) ②及び③の3は委員会において継続的に審議
- (4) ⑥の1、2は②と一体として実施

# 技術力の適正評価

## ① 総合評価入札の拡充

目的

業者間の評価点数に差がつかず実質的に価格競争化していることから、評価項目を細分化することで、きめ細やかでより適正な技術力評価を図るもの

### 1. 評価項目の細分化

#### ・「工事成績評定」の細分化：12月15日以降に入札公告する案件から適用

優良工事表彰受賞対象となる80点以上を満点（1点）とし、65点以上を対象として工事成績点2.5点ごとに細分化する。

加算点評価項目
配置予定技術者の同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点

#### 【現行】

評価内容	加算点
70点以上	1点
65点以上 70点未満	0.5点
65点未満 または 実績なし	0点



#### 【変更】

評価内容	加算点
80点以上	1点
77.5点以上 80点未満	0.9点
75点以上 77.5点未満	0.8点
72.5点以上 75点未満	0.7点
70点以上 72.5点未満	0.6点
67.5点以上 70点未満	0.5点
65点以上 67.5点未満	0.4点
65点未満 又は 実績なし	0点

#### ・「優良工事施工者表彰評価」の見直し：12月15日以降に入札公告する案件から適用

優秀賞については、年度内の落札回数1回目までは現行通り1点、2回目は0.3点、3回目以降は0点とし、奨励賞については、年度内の落札回数1回目までは0.5点、2回目以降は0点とする。

#### 【現行】

優秀賞	1点
奨励賞	0.5点



#### 【変更】

	年度内の落札回数 1回目まで	年度内の落札回数 2回目まで
優秀賞	1点	0.3点
奨励賞	0.5点	—

#### ・「継続教育（CPD）」の細分化：関係者への周知期間を考慮し、4月から実施

全国土木施工管理技士連合会の年間推奨単位20以上を満点（0.8点）とし、取得単位10以上を対象として細分化する。

#### 【現行】

加算点評価項目	
配置予定技術者	技術者の継続教育（CPD）



評価内容	加算点
1年間の取得単位10単位以上	0.5点
1年間の取得単位10単位未満	0点

#### 【変更】

評価内容	加算点
1年間の取得単位20単位以上	0.8点
1年間の取得単位10～19単位	0.5点
1年間の取得単位10単位未満	0点

#### ・「建設機械保有状況」の細分化：関係者への周知期間を考慮し、4月から実施

全業者における保有台数上位3割以内に相当する台数（4台）を満点（1点）とし、保有台数1台以上を対象として、細分化する。

#### 【現行】

加算点評価項目	評価内容	加算点
建設機械保有	当該工事に使用する標準的な建設機械（重機）の保有状況 自社所有（1台以上）（リースによる保有含む）	1点
	自社所有でない	0点



#### 【変更】

加算点評価項目	評価内容	加算点
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況 保有台数4台以上	1.0点
	保有台数3台	0.9点
	保有台数2台	0.8点
	保有台数1台	0.7点
	保有なし	0点

# 技術力の適正評価

## ① 総合評価入札の拡充

### ・「雇用の状況」の細分化：12月15日以降に入札公告する案件から適用

現行の技術職員の減少による評価の満点を1点から0.5点に縮小し、新たに技術職員の雇用総数による評価を満点0.5点で追加する。技術職員数は「全業者の雇用技術者数上位3割以内に相当する人数」を満点とし、企業規模等による補正を行うため、業種や格付け等級ごとに異なった加算点を設定する。

#### 【現行】

加算点評価項目		評価内容	加算点
雇用	「技術職員数」の維持 (H22:H19)	職員数の減少率10%以内	1
		職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内	0.5
		職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0



#### 【変更】

加算点評価項目		評価内容	加算点
雇用	「技術職員数」の維持 (H22:H19)	職員数の減少率10%以内	0.5点
		職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内	0.25点
		職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0.0点
各業種ごとに雇用している「技術職員数」		別表のとおり	最大0.5点

加算点の縮小

追加

#### 別表

雇用している技術職員数
-------------

土木 S・I 建築 I、舗装	加算点
16人～	0.5点
13～15人	0.4点
10～12人	0.3点
7～9人	0.2点
4～6人	0.1点
～3人	0.0点

土木 II・III 建築 II	加算点
6人～	0.5点
5人	0.4点
4人	0.3点
3人	0.2点
2人	0.1点
1人	0.0点

建築設備 (電気 I・管 I)	加算点
13人～	0.5点
10～12人	0.4点
7～9人	0.3点
5～6人	0.2点
3～4人	0.1点
～2人	0.0点

# 安定経営の支援

## ③ 最低制限価格制度等の見直し

目的

受注競争激化に起因する過度な低価格受注を排除するとともに、「現場に精通」した企業が適正な価格で入札できる環境を整備するもの

### 1. 調査基準価格の改正：12月15日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】

直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05
共通仮設費	×	0.90	
<b>現場管理費</b>	×	<b>0.70</b>	
一般管理費	×	0.30	



【改正後】

直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05
共通仮設費	×	0.90	
<b>現場管理費</b>	×	<b>0.80</b>	
一般管理費	×	0.30	

※ 新公契連モデル対応（平成23年4月モデル）

### 2. 最低制限価格の改正：12月15日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】 参考値

直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05
共通仮設費	×	0.90	
<b>現場管理費</b>	×	<b>0.70</b>	
一般管理費	×	0.30	



【改正後】 参考値

直接工事費	×	0.95	合計額 ×1.05
共通仮設費	×	0.90	
<b>現場管理費</b>	×	<b>0.80 × α</b>	
一般管理費	×	0.30	

※ 新公契連モデル対応（平成23年4月モデル）

※ 補正係数 $\alpha$ の設定に関しては、現場条件として履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定

(参考)補正係数 $\alpha$ 設定の考え方

工事種類 (例)	補正係数の設定の際に考慮する現場条件(履行の難易) (例)
各工種共通	天候の影響、地元調整の量、他工事との工程調整、施工箇所の分散度合い、施工箇所の地形等
道路工事 (市街地)	交通量、通学路、鉄道の近接、地下埋設物の有無、人家連坦の有無、人家又は商店の出入り口の有無、技術的難易度等
道路工事 (山間)	交通量、技術的難易度、搬入路の確保等
河川工事	水位、水深、流速、水替え、川幅、技術的難易度等
建築工事	居住・執務の有無、階層、用途、立地、技術的難易度等

- 各々の現場状況に応じ現場条件を反映した補正係数を算定
- 補正係数 $\alpha$ は概ね0.94~1.06程度の間で変動

# 地域貢献の評価

## ④ 地域貢献を重視した入札の導入

### 目的

災害対応や除雪など地域の安心・安全を担う「地域に貢献する建設企業」を守り育成するため、適切な競争の下で入札参加できる環境を整備するもの

#### 1. 地域貢献優先型総合評価入札の試行：12月15日以降、準備が整い次第実施

- ・ 地域貢献として、工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結した企業に加算点を付与
- ・ ただし、指名停止措置を受け、指名停止期間を満了後、指名停止期間と同期間（6ヶ月を上限とする。）を経過していない者を除く。
- ・ 価格の逆転が生じない極小の加算点とする。

#### 2. 地域性を重視した入札の試行：12月15日以降準備が整い次第実施

- ・ 特に府民生活に身近な工事の一部で試行
- ・ 府内全域を一律とするのではなく、地勢状況を踏まえ、過度に広域な地域ブロックにおいて優先試行
- ・ 地域要件として土木事務所管内を設定
- ・ 管内の同一等級で入札参加可能者数が確保できない場合は、上位等級を追加

# 誠実性の追求と不良不適格業者の排除

## ⑥ 不正・不誠実な行為の排除

目的

社会的要請に基づくコンプライアンスの徹底を受注者に促すとともに、府として不正行為等に対し毅然とした態度を明確に示すもの

### 3. 積算内訳書チェックの厳格化：12月15日以降、準備が整い次第実施

適正に積算せずに入札に参加する者を排除するため、内訳書の無効の条件を厳格化するとともに明確化

(無効な内訳書の例)

- ・ 入札金額と内訳書記載金額の一致しない内訳書
- ・ 端数調整を行っている工事費内訳書
- ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と工事費内訳書の工事価格が一致しない内訳書
- ・ 必要な工種が抜け落ちている内訳書 等

## その他必要な見直し

### 入札参加にかかる柔軟な対応

目的

建設業が引き続き非常に厳しい経営環境にあることから、経営規模が縮小傾向にある企業に対し、その規模に応じた入札参加機会を確保するもの

### 1. 入札参加資格の要件緩和：12月15日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

特定建設業から一般建設業に許可変更となった業者について、以後の入札に参加できなくなることを改善するため、年度途中での格付見直し（降格）や工事の入札参加資格要件の緩和を実施

- ① 特定建設業者が一般建設業に許可変更となった場合で希望するときは、「特定建設業許可」を資格要件としない等級まで年度途中で降格
- ② 予定価格3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の工事の入札公告には、「特定建設業」の要件を付さない

□参考：措置のイメージ(土木一式の例)

発注金額	等級	等級の要件	見直し① (希望降格)	入札参加の要件	見直し② (入札要件緩和)
8000万円	I 以上	特定建設業		特定建設業	特定建設業
4500万円	II				
3000万円	III	一般建設業		要件なし	
2500万円					
1000万円	IV 以下	一般建設業		要件なし	要件なし